

岐阜県公報

目 次

飛驒・世界生活文化センター条例の一部を改正する条例
岐阜県ミュージアムひだ条例を廃止する条例

(人づくり文化課)
(社会教育文化課)

二二
二二

本号で公布された条例のあらまし

- 飛驒・世界生活文化センター条例の一部を改正する条例(条例第一号)
- 飛驒・世界生活文化センターの貸出施設として、新たに展示室を設けることとした。
(別表関係)
- この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県ミュージアムひだ条例を廃止する条例(条例第一号)
- 岐阜県ミュージアムひだを廃止することとした。
- この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

号 外 (一) 平 成 二 十 三 年 三 月 二 日

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行 (休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

平 成 二 十 三 年 三 月 二 日

条 例

飛驒・世界生活文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十三年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第一号

飛驒・世界生活文化センター条例の一部を改正する条例

飛驒・世界生活文化センター条例（平成十二年岐阜県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表中六の表を七の表とし、五の表の次に次の一表を加える。

六 展示室

展示室	区 分		金 額(円)
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
展示室一	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	七、五〇〇
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
展示室二	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	一、三〇〇
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
展示室三	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	二、六〇〇
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県ミュージアムひだ条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第一号

岐阜県ミュージアムひだ条例を廃止する条例

岐阜県ミュージアムひだ条例（平成十八年岐阜県条例第二十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編 集

各務原市テクノプラザ一 一 ブイ・アール・テクノセンター